

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（第57号）……………2
- 秋田市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金の徴収等に関する条例（第58号）……………8
- 秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第59号）……………9
- 秋田市河辺戸島ふるさとセンター条例の一部を改正する条例（第60号）……………9
- 秋田市ポートタワー条例（第61号）……………9
- 秋田市雄和市民農園条例の一部を改正する条例（第62号）…11
- 秋田市地域活動センター条例（第63号）……………11
- 秋田市、河辺郡河辺町および同郡雄和町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議の一部を改正する条例（第64号）……………12
- 秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例（第65号）…………12
- 秋田市児童館条例の一部を改正する条例（第66号）……………13
- 秋田市立図書館条例の一部を改正する条例（第67号）……………13

規 則

- 秋田市職員の退職手当に関する条例施行規則（第62号）…………13
- 秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（第63号）…………16
- 秋田市河辺戸島ふるさとセンター条例施行規則の一部を改正する規則（第64号）……………16
- 秋田市ポートタワー条例施行規則（第65号）……………17
- 秋田市地域活動センター条例施行規則（第66号）……………17
- 地域審議会運営規則の一部を改正する規則（第67号）……………18
- 秋田市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（第68号）……………18

農 委 規 則

- 秋田市農業委員会規則の一部を改正する規則（第1号）…………19

告 示

- 自動車臨時運行許可番号標番号の無効について（第288号）……………19
- 結核予防法による医療機関の指定について（第289号）……………19
- 放置自転車等の撤去および保管について（第290号）……………19
- 納税通知書の公示送達について（第291号）……………19
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の取消について（第292号）……………20

- 介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第293号）……………20
- 放置自転車等の撤去および保管について（第294号）……………20
- 市道路線の認定について（第295号）……………20
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第296号）…21
- 市道路線の区域決定について（第297号）……………22
- 生活保護法による介護機関の指定等について（第298号）…22
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第299号）……………22
- 平成18年12月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第300号）……………23
- 平成18年12月秋田市議会定例会において認定を経た予算およびその要領について（第301号）……………41
- 秋田市老人福祉センターの指定管理者の指定について（第302号）……………47
- 秋田市老人いこいの家および秋田市雄和農林漁家高齢者センターの指定管理者の指定について（第303号）……………47
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第304号）…………47

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第17号）……………47

選 管 告 示

- 投票区の区域の一部変更について（第26号）……………48
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第27号）……………48
- 検察審査会法による検察審査員候補者の選定を行う場所および日時について（第28号）……………48

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第14号）……………48

上 下 水 道 局 告 示

- 指定排水設備工事業者の指定について（第86号）……………48
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第87号）……………48
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第88号）……………48
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第89号）……………48
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第90号）……………49
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第91号）……………49
- 指定給水装置工事業者の指定について（第92号）……………49
- 指定排水設備工事業者の指定について（第93号）……………49
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第94号）……………49

公 告

- 公売公告.....50
- 開発行為に関する工事の完了について.....50
- 秋田農業振興地域整備計画の策定について.....50
- 放置自転車等の撤去および保管について.....51
- 見積価額公告.....51
- 開発行為に関する工事の完了について.....51
- 農用地利用集積計画の策定について.....51
- 土地収用法施行令による公告について.....51
- 平成18年10月30日付けの都市公園法による公告の訂正について.....51
- 秋田港振興センターの指定管理者の募集について.....52

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について.....53
- 平成18年度下水道受益者負担金の賦課対象区域について.....54

条 例

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第57号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「25年以上勤務した者の退職に係る部分ならびに」を「11年以上」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（退職手当の支払）

第2条の2 この条例の規定による退職手当は、この条例の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の規定により指定した金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法により支払うことができる。

2 次条および第6条の5の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）ならびに第9条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（一般の退職手当）

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3までおよび第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条の見出しを「（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第1項中「第5条第1項もしくは第2項」を「第5条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上24年」を「16年以上20年」に、「100分の120」を「100分の160」に改め、同項に次の3号を加える。

(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の

200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

第3条第2項中「第4条第2項」を「次条第2項」に改め、「同じ。」の次に「又は死亡」を加え、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第1号中「5年」を「10年」に改め、同項第2号中「6年以上10年」を「11年以上15年」に、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号中「11年」を「16年」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第4条の見出しを「（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第1項中「25年以上勤続して退職した者（次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）又は20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の次に「（以下「退職日給料月額」という。）」を加え、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「16年以上24年」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「、25年未満の期間勤続し」を「、11年以上25年未満の期間勤続した者で」に、「退職した者および死亡（公務上の死亡を除く。）により退職した者ならびに20年以上25年未満の期間勤続し、」を「退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第5条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第1項中「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第2号中「20年」を「25年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「26年以上34年」に改め、同項第4号中「31年」を「35年」に、「100分の150」を「100分の105」に改め、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

第5条の4を第5条の5とし、第5条の3を第5条の4とし、第5条の2の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第1項の規定に該当する」を「第5条第1項に規定する」に、「の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額および当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」を「および前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

第5条の2第1項第1号	および特定減額前給料月額	ならびに特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。
 (給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第7条の4第4項、第8条第3項又は第13条の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等もしくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する

給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間および第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第7条第5項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第7条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間および後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (5) 第7条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間および後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (6) 第7条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間および職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (7) 第7条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間および国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第7条第5項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間および職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第7条第5項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間および国家公務員としての引き続いた在職期間
- (10) 第7条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間および後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (11) 第7条の4第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第7条の4第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第7条の4第3項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間および後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (14) 第7条の4第3項第2号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間および後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

- (15) 第7条の4第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間および特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間
- (16) 第7条の4第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続きいた在職期間および特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間
- (17) 第7条の4第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間および後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間
- (18) 第7条の4第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間および後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間
- (19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして別に定める在職期間

第6条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「第5条の2」を「第5条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の4条を加える。

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額および退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の

第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号イ		第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
および退職日給料月額		ならびに退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
当該割合		当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条および第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社もしくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職および秋田市職員の休職の事由に関する条例（昭和61年秋田市条例第6号）第2条各号（同条第3号にあっては、公務に起因する場合に限る。）に掲げる場合の休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号

に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 4万5,850円
- (2) 第2号区分 4万1,700円
- (3) 第3号区分 3万3,350円
- (4) 第4号区分 2万5,000円
- (5) 第5号区分 2万850円
- (6) 第6号区分 1万6,700円
- (7) 第7号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難および責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額
- (2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のものおよび第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2および前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の規定による給料表が適用される職員については給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいい、その他の職員についてはこの基本給月額に準じて別に定める額をいう。

第7条第4項中「地方公務員法第27条又は第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社もしくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭

和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職および秋田市職員の休職の事由に関する条例（昭和61年秋田市条例第6号）第2条各号（同条第3号にあっては公務に起因する場合に限る。）に掲げる場合の休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）」を「休職月等」に、「同法」を「地方公務員法」に改め、同条第7項中「傷病」の次に「又は死亡」を加え、「第4条第2項」を「第4条第1項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第8項中「第5条第3項又は第10条の規定による」を「前条又は第10条の規定により」に改め、同条第9項中「規定による」を「規定により」に改める。

第7条の4第7項中「第7条第4項」を「第6条の4第1項」に、「同条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第8条第1項中「第3条から第5条までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）」を「一般の退職手当」に、「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 第3条第1項および第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者ならびに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの
- (2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で規則で定めるもの

第12条第3項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条および第12条の3第1項において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。

第12条の2第1項および第5項ならびに第12条の3第1項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

第14条の2を削る。

附則第14項中「第3条から第5条の2までおよび第6条」を「第2条の3から第5条の3までおよび第6条から第6条の5まで」に改める。

附則第21項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

附則第22項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第23項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第27項中「および第5条第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額に100分の120を乗じて得た額」を「、第5条第1項および第5条の2第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同項に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	いう。)	いう。)に100分の120を乗じて得た額
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額に100分の120を乗じて得た額
第5条の2第1項第1号	および特定減額前給料月額	および特定減額前給料月額に100分の120を乗じて得た額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額に100分の120を乗じて得た額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

附則第28項中「および第5条第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額および当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の4を乗じて得た額の合計額」を「、第5条第1項および第5条の2第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同項に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	いう。)	いう。)および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の4を乗じて得た額の合計額
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の4を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	および特定減額前給料月額	ならびに特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の4を乗じて得た額の合計額

第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の4を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

附則第29項中「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

附則第30項中「額より」を「額（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第57号）附則第2項又は第4項の規定の適用がある場合にあっては、これらの規定により支給すべきこととなる退職手当の額）より」に改め、附則に次の1項を加える。

31 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で別に定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の5第2項に規定する秋田市職員給与条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額および同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして別に定めるものについては、この限りでない。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成19年3月1日から施行する。ただし、附則第11項の規定中秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年秋田市条例第30号。以下この項、次項および附則第4項において「昭和48年改正条例」という。）附則第13項第2号の改正規定、昭和48年改正条例附則第23項の改正規定（「年5.5パーセントの」を「附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる」に改める部分に限る。）および昭和48年改正条例附則の次に附則別表を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の秋田市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」と

いう。)第3条から第5条の2までおよび第6条ならびに附則第21項から第23項まで、附則第27項および第28項、附則第10項の規定による改正前の秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和38年秋田市条例第4号。以下この項および附則第4項において「昭和38年改正条例」という。)附則第5項、附則第11項の規定による改正前の昭和48年改正条例附則第5項から第8項までならびに附則第12項の規定による改正前の秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年秋田市条例第48号。以下この項および附則第4項において「平成15年改正条例」という。)附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第5条の3までおよび第6条から第6条の5までならびに附則第21項から第23項まで、附則第27項および第28項、附則第6項、附則第7項、附則第10項の規定による改正後の昭和38年改正条例附則第5項、附則第11項の規定による改正後の昭和48年改正条例附則第5項から第8項までならびに附則第12項の規定による改正後の平成15年改正条例附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 職員のうち新条例第7条第5項および第6項ならびに第7条の4第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として別に定める額」とする。

4 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての条例等退職手当額が、その者が平成18年3月31日に受けていた給料月額とその者が施行日の前日に受けていた給料月額とのいずれか多い給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2までおよび第6条ならびに附則第21項から第23項まで、附則第27項および第28項、附則第10項の規定による改正前の昭和38年改正条例附則第5項、附則第11項の規定による改正前の昭和48年改正条例附則第5項から第8項までならびに附則第12項の規定による改正前の平成15年改正条例附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「旧条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)
 - ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
 - イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- (2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその

勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が100万円を超える場合には、100万円)

- ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

- (3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が50万円を超える場合には、50万円)
 - ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
 - イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

5 附則第3項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として別に定める額」とする。

6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年秋田市条例第57号)附則第2項に規定する施行日以後の期間に限る。)」とする。

7 新条例第6条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間(平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間(
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

8 新条例附則第30項の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

9 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

10 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和38年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第3条から第5条まで及び第6条」を「第2条の3から第5条の3までおよび第6条から第6条の5まで」に改め、同項第2号中「第6条の規定に該当する」を「第6条又は第6条の2の規定に該当する」に、「第6条の規定により」を「第2条の3、第3条、第5条から第5条の3までおよび第6条から第6条の4までの規定により」に改める。

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

11 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(昭和48年秋田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

附則第6項中「第4条(」を「第3条第1項(」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条および」を「第3条第1項および第5条の2ならびに」に改める。

附則第7項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条および第5条の2ならびに」を「第5条から第5条の3までおよび」に改める。

附則第8項中「第3条から第5条の2まで、第6条」を「第2条の3から第5条の3までおよび第6条から第6条の5まで」に改める。

附則第10項中「対する新条例第3条から第5条の2まで」を「対する新条例第2条の3および第6条の5」に、「、新条例第3条から第5条の2までおよび第6条」を「、新条例第2条の3から第5条の3までおよび第6条から第6条の5まで」に改め、同項第1号中「第3条から第5条の2までおよび第6条」を「第2条の3から第5条の3までおよび第6条から第6条の5まで」に改める。

附則第13項中「対する新条例第3条から第5条の2まで」を「対する新条例第2条の3および第6条の5」に、「、新条例第3条から第5条の2までおよび第6条」を「、新条例第2条の3から第5条の3までおよび第6条から第6条の5まで」に改め、同項第1号中「第3条から第5条の2までおよび第6条」を「第2条の3から第5条の3までおよび第6条から第6条の5まで」に改め、同項第2号中「年5.5パーセントの」を「附則別表の左欄に掲げる期間の区分の応じそれぞれ同表の右欄に掲げる」に改める。

附則第23項中「対する新条例第3条から第5条の2まで」を「対する新条例第2条の3および第6条の5」に、「、新条例第3条から第5条の2までおよび第6条」を「、新条例第2条の3から第5条の3までおよび第6条から第6条の5まで」に、「年5.5パーセントの」を「附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる」に改める。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

平成13年3月31日以前	年5.5パーセント
平成13年4月1日から平成17年3月31日まで	年4.0パーセント
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	年1.6パーセント
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	年2.3パーセント
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	年2.6パーセント
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	年3.0パーセント
平成21年4月1日以後	年3.2パーセント

(秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 12 秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年秋田市条例第48号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額は、同条」を「退職手当の基本額は、同項」に改める。

(秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 13 秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和32年秋田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第11条」を「第2条の2、第11条」に、「、第14条および第14条の2」を「および第14条」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 14 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年秋田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 一般の派遣職員に関する秋田市職員の退職手当に関する条例第6条の4第1項および第7条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

(秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 15 秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第7条第4項」を「第6条の4第1項および第7条第4項」に、「同項」を「同条例第6条の4第1項」に改める。

(秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 16 秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年秋田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第7条第4項」を「第6条の4第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項および第7条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

第17条中「第7条第4項」を「第6条の4第1項」に改める。

秋田市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金の徴収等に関する条例をここに公布する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第58号

秋田市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金の徴収等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が施行する移動通信用鉄塔施設整備事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき徴収する分担金(以下「分担金」という。)等に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第2条 市長は、事業により建設される移動通信用鉄塔施設(以下「施設」という。)を使用する電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信

事業者をいう。以下同じ。)から分担金を徴収する。

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、事業に要する費用の額の6分の1に相当する額の範囲内において市長が定める額とする。

(分担金の徴収方法)

第4条 分担金は、納入通知書により分割して徴収する。

2 分担金の賦課期日および納期は、市長が別に定める。

(施設の管理)

第5条 施設の管理は、施設を使用する電気通信事業者が行うものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第59号

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

秋田市コミュニティセンター条例(昭和54年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

秋田市川尻地区コミュニティセンター	秋田市川尻みよし町8番1号
-------------------	---------------

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市河辺戸島ふるさとセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第60号

秋田市河辺戸島ふるさとセンター条例の一部を改正する条例

秋田市河辺戸島ふるさとセンター条例(平成16年秋田市条例第79号)の一部を次のように改正する。

第6条を第10条とし、第5条を第6条とし、同条の次に次の3条を加える。

(指定管理者)

第7条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の許可に関すること。
- (2) センターの使用の制限および停止ならびに使用の許可の取

消しに関すること。

- (3) センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上必要と認める業務

第4条中「センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」を「使用者」に、「前条」を「第3条」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(目的外使用等の禁止)

第4条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市ポータルタワー条例をここに公布する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第61号

秋田市ポータルタワー条例

(設置)

第1条 本市の海の玄関口の象徴として、海および港に親しみながら多くの人々が集い、交流するにぎわいの場ならびに物産等を販売する場を提供し、もって秋田港およびその周辺地域の活性化ならびに本市の観光の振興に資するため、秋田市ポータルタワー(以下「ポータルタワー」という。)を秋田市土崎港西一丁目9番1号に設置する。

(利用の許可)

第2条 別表第1および別表第2に掲げるポータルタワーの施設を利用しようとする者ならびに別表第3に掲げるポータルタワーの施設を専用して利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、ポータルタワーの管理上必要な条件を付すことができる。

3 別表第2に掲げるポータルタワーの施設の利用を許可する期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その期間を更新することができる。

(利用者の資格)

第3条 別表第2に掲げるポータルタワーの施設を利用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) ポータルタワーの設置目的に照らし適切な内容の業務を営むことができる技術的能力および経理的基礎を有する者であること。

(2) この条例ならびに第15条および第20条の規定により定められる規則ならびにその規則の委任により定められるポータルタワーの管理運営に関する事項に合致するように業務を営むことが可能な者であること。

(利用料金)

第4条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「専用利用者」という。)およびポータルタワーの高層部(階数が3以上の部分という。以下同じ。)に入場しようとする者は、ポータルタワーの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を第14条の規定によりポータルタワーの管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1から別表第4までに定める額の範囲内とする。

(利用料金の収受)

第5条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金(別表第2に掲げるポータワーの施設の利用料金を除く。)をポータワーにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第8条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ポータワーの利用を制限し、もしくは停止し、又は利用の許可を取り消し、もしくは利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 利用の許可条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用させることを不適当と認めるとき。

2 前項の規定に該当する場合のほか、市長は、別表第2に掲げるポータワーの施設を利用する者が第3条各号に掲げる条件を具備しなくなったときは、その利用を制限し、もしくは停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(目的外利用等の禁止)

第10条 専用利用者は、許可を受けた目的以外にポータワーの施設を利用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第11条 専用利用者は、ポータワーの施設の利用に当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 ポータワーを利用する者は、その利用を終えたとき又は第9条第1項もしくは第2項の規定により利用を停止されたときもしくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 ポータワーを利用する者は、その施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第14条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、ポータワーの管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、ポータワーの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ポータワーにおける催しの企画および運営に関すること。
- (2) ポータワーの利用の許可に関すること。
- (3) ポータワーの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
- (4) ポータワーの利用に係る特別の設備の許可および既存の設備の変更の許可に関すること。
- (5) ポータワーの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がポータワーの管理運営上必要と認める業務

(使用料)

第17条 地方自治法第238条の4第4項の規定による許可を受けてポータワーのアンテナ支持塔(以下「アンテナ支持塔」という。)を使用する者から、別表第5に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第18条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) アンテナ支持塔の使用者の責めに帰することのできない理由により使用できなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1 センターホール等の利用料金(第4条関係)

施 設	利 用 料 金	
	区 分	金 額
センターホール	午前利用	7,980円
	午後利用	
	夜間利用	
イベントホール	午前利用	4,200円
	午後利用	
	夜間利用	
ポータシアター	午前利用	3,780円
	午後利用	
	夜間利用	

備考

- 1 この表において「午前利用」とは、午前9時から午後零時30分までの利用をいう。
- 2 この表において「午後利用」とは、午後1時から午後4時30分までの利用をいう。
- 3 この表において「夜間利用」とは、午後5時から午後8時30分までの利用をいう。

- 4 午前利用、午後利用および夜間利用の利用時間は、管理上支障がない場合に限り、30分の範囲内で延長し、又は繰り上げて利用することができる。
- 5 午前利用、午後利用および夜間利用の区分を超えて30分以上引き続き利用する場合の利用料金の額は、それぞれの区分の利用料金の額を合算した額とする。
- 6 専用利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の額は、この表の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。

別表第2 店舗の利用料金（第4条関係）

施設	利 用 料 金		
	区分	単 位	金 額
物販店舗	基本料金	店舗面積1平方メートル1月につき	2,840円
	加算料金	1月につき	当該月の売上高に100分の5を乗じて得た額
飲食店舗	基本料金	特定店舗面積1平方メートル1月につき	2,000円
	加算料金	1月につき	当該月の売上高に100分の5を乗じて得た額

備考

- 1 この表において「特定店舗面積」とは、ちゅう房の面積に100分の250を乗じて得た面積をいう。
- 2 店舗の利用料金の額は、基本料金の額に加算料金の額を加えて得た額とする。
- 3 利用期間が1月に満たない場合の基本料金は、日割りをもって計算する。
- 4 店舗の利用に係る光熱水費は、専用利用者の負担とする。

別表第3 回廊スペースの利用料金（第4条関係）

施設	利 用 料 金	
	単 位	金 額
回廊スペース	1平方メートル1日につき	70円

備考 専用利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の額は、この表の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。

別表第4 高層部の利用料金（第4条関係）

区 分	利 用 料 金	
	単 位	金 額
一般	1人1回につき	260円
中学生および高校生		200円
小学生		130円

別表第5 アンテナ支持塔の使用料（第17条関係）

区 分	使 用 料	
	単 位	金 額
直径が2メートルを超え3メートル以下のパラボラアンテナ	1機器1年につき	3,276,000円
直径が1.2メートルを超え2メートル以下のパラボラアンテナ		2,457,000円
直径が0.6メートルを超え1.2メートル以下のパラボラアンテナ		2,047,500円
直径が0.6メートル以下のパラボラアンテナ		1,638,000円
移動通信用指向性アンテナ		1,638,000円
移動通信用無指向性アンテナ		1,228,500円
ロボットカメラ		1,228,500円

備考

- 1 アンテナ等を管理するための無線機械室を使用する場合の使用料の額は、この表の規定に基づき算定した額に、その使用する床面積1平方メートル当たり1年につき163,800円を加えて得た額とする。
- 2 使用期間が1年に満たない場合の使用料は、日割りをもって計算する。

秋田市雄和市民農園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第62号

秋田市雄和市民農園条例の一部を改正する条例

秋田市雄和市民農園条例（平成16年秋田市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「60円」を「100円」に改める。

別表秋田市雄和奥椿岱地区市民農園の項中「秋田市雄和奥椿岱地区市民農園」を「秋田市雄和奥椿岱地区第一市民農園」に改め、同表に次のように加える。

秋田市雄和奥椿岱地区第二市民農園	秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地13ほか
------------------	----------------------

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正後の秋田市雄和市民農園条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田市地域活動センター条例をここに公布する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第63号

秋田市地域活動センター条例

(設置)

第1条 文化、芸術等の広範な分野における市民の交流および地

域における市民の自主的で多様な活動の場を提供し、もって市民生活の向上および地域の活性化を図るため、秋田市地域活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称および位置）

第2条 センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田市河辺地域活動センター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2
秋田市雄和地域活動センター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1

（施設）

第3条 センターの施設は、次のとおりとする。

- (1) 多目的ホール
- (2) 会議室
- (3) 住民談話室
- (4) 作品・資料展示コーナー

（使用の許可）

第4条 センターの施設（住民談話室を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

（使用料等）

第5条 センターの施設およびその附属設備の使用料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の使用料は、使用を許可する際に徴収する。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を後納させることができる。

（使用料の減免）

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用の制限等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 使用の許可条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不相当と認めるとき。

（目的外使用等の禁止）

第9条 第4条第1項の許可を受けた者は、許可を受けた目的以外にセンターの施設を使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

（特別の設備等の許可）

第10条 第4条第1項の許可を受けた者は、センターの施設の使用に当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第11条 センターを使用する者は、その使用を終えたとき又は第8条の規定により使用を停止されたときもしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状

に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第12条 センターを使用する者は、その施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条から第10条までの規定は、同年3月1日から施行する。

別表（第5条関係）

施設等の名称	使 用 料		
	区 分	単 位	金 額
多目的ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	500円
	営利を目的とする場合		1,000円
舞台照明設備			100円
会議室	営利を目的としない場合	1室1時間につき	無料
	営利を目的とする場合		1,000円

備考 使用時間が1時間に満たないときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数があるときは当該端数を1時間に切り上げる。

秋田市、河辺郡河辺町および同郡雄和町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第64号

秋田市、河辺郡河辺町および同郡雄和町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議の一部を改正する条例

秋田市、河辺郡河辺町および同郡雄和町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議（平成16年秋田市告示第180号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「で、次の各号に掲げるもののうちから」を「のうちから、次に掲げる区分により」に改め、「均衡を失しないように」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 地域の実情に精通している者 15人以内
- (2) 公募による者 5人以内

附 則

この条例は、平成19年2月16日から施行する。

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第65号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表秋田市立勝平小学校の項の次に次のように加える。

秋田市立勝平小学校千秋分校 秋田市新屋下川原町1番2号

別表中学校の表秋田市立勝平中学校の項の次に次のように加える。

秋田市立勝平中学校千秋分校 秋田市新屋下川原町1番2号

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第66号

秋田市児童館条例の一部を改正する条例

秋田市児童館条例（平成16年秋田市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市川尻児童館の項を削り、同表に次のように加える。

秋田市川尻児童センター 秋田市川尻みよし町8番16号

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第67号

秋田市立図書館条例の一部を改正する条例

秋田市立図書館条例（昭和57年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「、図書館」の次に「(分館を含む。以下同じ。)」を加え、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(分館)

第3条 秋田市立中央図書館明徳館に分館を置く。

2 分館の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田市立中央図書館明徳館 河辺分館	秋田市河辺北野田高屋字上 前田表66番地1

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例」という。）の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
-------	---

規 則

秋田市職員の退職手当に関する条例施行規則をここに公布する。
平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第62号

秋田市職員の退職手当に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるものを除くほか、秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の区分)

第2条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表ア又はイの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。
(調整月額に順位を付す方法等)

第3条 前条後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(その者の非違により退職した者)

第4条 条例第8条第2項第2号に規定する規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年3月1日から施行する。

(単純労務職員への準用)

2 この規則の規定は、地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であって、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員以外のものについて準用する。

	<p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの又は同表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち保健所長、副院長もしくは診療局長の職務に従事していたもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち大学の学長の職務に従事していたもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第2号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち診療部長の職務に従事していたもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第3号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち課長（相当職を含む。）の職務に従事していたもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第1号区分の項第2号および第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。）又は同表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち科長の職務に従事していたもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち技師長又は薬剤師長の職務に従事していたもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち副看護部長の職務に従事していたもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(6) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の県条例」という。）の教育職給料表(2)の適用を受けていた教育職員（秋田市立高等学校および秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例（昭和58年秋田市条例第14号）第2条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）でその属する職務の級が4級であったもののうち秋田市立高等学校の校長の職務に従事していたもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第4号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち課長補佐（相当職を含む。）の職務に従事していたもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち医長の職務に従事していたもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの（第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の県条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた教育職員でその属する職務の級が4級であったもの（第3号区分の項第6号に掲げる者を除く。）</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第5号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第3号区分の項第2号および第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は4級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は2級であったもの</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成18年3月以前の県条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた教育職員でその属する職務の級が3級であったもの又は2級であったもののうち市長の定めるもの</p>

	(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第6号区分	(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (6) 平成8年4月以後平成18年3月以前の県条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた教育職員でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。) (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第7号区分	第1号区分から第6号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている秋田市職員給与条例(以下「平成18年4月以後の給与条例」という。)の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの又は同表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち保健所長、副院長もしくは診療局長の職務に従事していたもの (3) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの又は同表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち大学の学長補佐の職務に従事していたもの (4) 平成18年4月1日以後適用されている秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表5号俸の給料月額以上の給料月額を受けていたもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第2号区分	(1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち診療部長の職務に従事していたもの (3) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第3号区分	(1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第1号区分の項第2号および第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)又は同表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち科長の職務に従事していたもの (3) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち技師長又は薬剤師長の職務に従事していたもの (4) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち副看護部長の職務に従事していたもの (5) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第3号に掲げる者を除く。) (6) 平成18年4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する条例(以下「平成18年4月以後の県条例」という。)の教育職給料表(2)の適用を受けていた教育職員でその属する職務の級が4級であったもののうち秋田市立高等学校の校長の職務に従事していたもの (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第4号区分	(1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの

	<p>(2) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち医長の職務に従事していたもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>(5) 平成18年4月以後の県条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた教育職員でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第6号に掲げる者を除く。)</p> <p>(6) 任期付職員条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表4号俸又は3号俸の給料月額を受けていたもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第5号区分	<p>(1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第3号区分の項第2号および第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は4級であったもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は2級であったもの</p> <p>(6) 平成18年4月以後の県条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた教育職員でその属する職務の級が3級であったもの又は2級であったもののうち市長の定めるもの</p> <p>(7) 任期付職員条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表2号俸又は1号俸の給料月額を受けていたもの</p> <p>(8) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第6号区分	<p>(1) 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</p> <p>(6) 平成18年4月以後の県条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた教育職員でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。)</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第7号区分	第1号区分から第6号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第63号

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則(昭和51年秋田市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「若しくは」を「もしくは」に改め、同条第4項中「の各号」を削り、同項第1号中「第5条第4項」を「第6条の5第2項」に改め、同条第5項中「第1項から前項まで」を

「前各項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

秋田市河辺戸島ふるさとセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第64号

秋田市河辺戸島ふるさとセンター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市河辺戸島ふるさとセンター条例施行規則(平成16年秋田市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第10条」に改める。

第3条中「次のとおり」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改め、同条各号を削る。

第6条を第7条とする。

第5条中「条例第2条第1項の許可を受けた者」を「使用者」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(使用の中止等の届出)

第5条 条例第2条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市ポータルタワー条例施行規則をここに公布する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第65号

秋田市ポータルタワー条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市ポータルタワー条例(平成18年秋田市条例第61号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間および休館日)

第2条 秋田市ポータルタワー(以下「ポータルタワー」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時にポータルタワーの休館日を設けることができる。

(利用許可申請等)

第3条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、条例別表第1および条例別表第3に掲げるポータルタワーの施設にあっては秋田市ポータルタワーホール利用許可申請書(以下「ホール許可申請書」という。)、条例別表第2に掲げるポータルタワーの施設にあっては秋田市ポータルタワー店舗利用許可申請書(以下「店舗許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 ホール許可申請書の受付期間は利用しようとする最初の日の6箇月前から当日までとし、店舗許可申請書の受付期間は利用しようとする最初の日の6箇月前から1箇月前までとする。

3 前2項の規定は、条例第2条第3項の規定による更新に係る申請について準用する。

(利用許可書)

第4条 市長は、ホール許可申請書および店舗許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、秋田市ポータルタワー利用許可書を交付するものとする。

(利用の中止の届出)

第5条 条例第2条第1項の許可を受けた者は、利用を中止しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(利用料金の承認申請)

第6条 条例第4条第1項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、条例第6条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、秋田市ポータルタワー利用料金(変更)承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない

ない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第7条 条例第14条の規定によりポータルタワーの管理を指定管理者に行わせる場合のポータルタワーの開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条第1項に規定する開館時間を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(使用許可申請)

第8条 アンテナ支持塔の使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(許可事項の変更申請)

第9条 アンテナ支持塔の使用の許可を受けた者が当該許可事項を変更しようとするときは、速やかに許可事項変更申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の納付)

第10条 アンテナ支持塔の使用料は、許可を受けた日から30日以内に納付しなければならない。ただし、市長が別に定めるところにより分割して納付するときは、この限りでない。

(使用料の減免申請)

第11条 条例第18条の規定によりアンテナ支持塔の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付申請)

第12条 条例第19条ただし書の規定によりアンテナ支持塔の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

秋田市地域活動センター条例施行規則をここに公布する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第66号

秋田市地域活動センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市地域活動センター条例(平成18年秋田市条例第63号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 秋田市地域活動センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(使用許可申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により許可を受けようとする者は、秋田市地域活動センター使用許可申請書(以下「許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 許可申請書の提出は、利用しようとする最初の日の前日(多

目的ホールにあっては、7日前)までに行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書)

第5条 市長は、許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、秋田市地域活動センター使用許可書を交付するものとする。

(使用の中止等の届出)

第6条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(使用料の減免申請)

第7条 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、秋田市地域活動センター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第7条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、秋田市地域活動センター使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(職員等の立入り等)

第9条 市長は、管理上必要があると認めるときは、センターの施設にその職員等を立ち入らせ、必要な指示を与えることができる。この場合において、その施設を使用する者は、これを拒むことができない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条から第8条までの規定は、同年3月1日から施行する。

地域審議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第67号

地域審議会運営規則の一部を改正する規則

地域審議会運営規則(平成17年秋田市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成19年2月16日から施行する。

秋田市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第68号

秋田市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)の施行については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化

の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。)および高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第114号。以下「誘導基準」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(認定の申請)

第2条 法第17条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第8条に定める申請書および図書のほか、誘導基準への適合の状況を記載した書類を提出しなければならない。

(計画の通知)

第3条 法第17条第5項の規定による通知には、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認申請書を添付するものとする。

(名義変更の届出)

第4条 法第18条第1項に規定する認定建築主等(以下「認定建築主等」という。)は、法第17条第3項の規定による計画の認定(以下「計画の認定」という。)を受けた建築物に係る工事が完了する前に認定建築主等を変更しようとするときは、変更前の認定建築主等と変更後の認定建築主等が連署した名義変更届に同条第2項第4号に規定する特定建築物の建築等の事業に関する資金計画および計画の認定を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、名義変更受理通知書により当該認定建築主等に通知するものとする。

(認定申請取下げの届出)

第5条 法第17条第1項の規定により申請をした者は、市長が計画の認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届により市長に届け出なければならない。

(工事中止の届出)

第6条 認定建築主等は、計画の認定を受けた建築物の工事を中止したときは、工事中止届に計画の認定を受けたことを証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出)

第7条 認定建築主等は、計画の認定を受けた建築物の工事が完了したときは、工事完了届により市長に届け出なければならない。

(書類の提出)

第8条 次の表の左欄に掲げる法の規定に基づく命令等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左 欄	右 欄
(1)	法第15条第1項	是正命令書
(2)	法第15条第2項	是正措置要請書
(3)	法第17条第5項	計画通知書
(4)	法第17条第6項	適合(不適合)通知書
(5)	法第18条第1項	変更認定申請書
(6)	法第18条第1項	変更認定通知書
(7)	法第21条	改善命令書
(8)	法第22条	計画認定取消通知書
(9)	法第23条第1項	既存特定建築物の特例認定申請書
(10)	法第23条第1項	既存特定建築物の特例認定通知書
(11)	法第53条第3項	特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書

(12)	法第53条第4項	認定特定建築物の建築等および維持保全に関する報告書
------	----------	---------------------------

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(秋田市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則の廃止)

2 秋田市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則(平成9年秋田市規則第2号)は、廃止する。

農 委 規 則

秋田市農業委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月20日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

秋田市農業委員会規則第1号

秋田市農業委員会規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会規則(昭和44年秋田市農業委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「任期は3年とし、専門委員会の委員の任期は1年」を「任期および専門委員会の委員の任期は1年6月」に改める。

附 則

この規則は、平成19年1月17日から施行する。

告 示

秋田市告示第288号

秋田市自動車臨時運行許可取扱規則(昭和29年秋田市規則第18号)第4条第3項の規定に基づき次の自動車臨時運行許可番号標番号は無効とする。

平成18年12月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

自動車臨時運行許可番号標番号	無効年月日	貸与者の住所・氏名	貸与年月日
秋田 43	平成18年12月1日	秋田市榎山佐竹町1番50号 小 玉 浩 司	平成18年10月5日

秋田市告示第289号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5の規定に基づき告示する。

平成18年12月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定年月日
アルヴェいわま薬局	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センター アルヴェ1F	平成18年12月1日

秋田市告示第290号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年12月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 14台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成18年11月16日から同年11月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成18年12月19日から平成19年6月19日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第291号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年12月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙(省略)のとおり

2 送達する書類

平成18年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第292号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

を次のとおり取消ししたので、同法第69条の規定により告示する。
平成18年12月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

指 定 年 月 日 および指定番号	医療機関の名称	医療機関の所在地	開 設 者	取消しの理由
平成18年6月1日 第34号	広小路薬局アル ヴェ店	秋田市東通仲町4番1号	株式会社広小路薬局 代表取締役 古室 清	平成18年11月30日 店舗廃止のため

秋田市告示第293号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年12月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

- 平成17年度介護保険料納入通知書
- 平成18年度介護保険料納入通知書
- 平成18年度介護保険料督促状

秋田市告示第294号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年12月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 30台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成18年12月1日から同年12月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成19年1月4日から平成19年7月4日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第295号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 認定路線

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2809	相川高野上野線	秋田市雄和相川字向田表46番2地先 秋田市雄和相川字上野418番1地先	
20931	広面屋敷田8号線	秋田市広面字屋敷田36番3地先 秋田市広面字屋敷田32番3地先	
20932	仁井田本町二丁目1号線	秋田市仁井田本町二丁目305番2地先 秋田市仁井田本町二丁目290番17地先	

30850	八橋大畑二丁目 3号線	秋田市八橋大畑二丁目93番1地先 秋田市八橋大畑二丁目93番2地先	
51007	仁井田小中島線	秋田市仁井田字小中島1番1地先 秋田市仁井田小中島239番1地先	
60829	新屋寿町13号線	秋田市新屋寿町320番149地先 秋田市新屋寿町320番147地先	
60830	新屋南浜町17号線	秋田市新屋南浜町182番16地先 秋田市新屋南浜町182番66地先	
60831	新屋南浜町18号線	秋田市新屋南浜町182番28地先 秋田市新屋南浜町182番46地先	
70585	横森二丁目20号線	秋田市横森二丁目183番2地先 秋田市横森二丁目183番4地先	
80450	山内小田線	秋田市山内字小田41番2地先 秋田市山内字小田220番1地先	
80451	太平山谷中山谷線	秋田市太平山谷字中山谷170番1地先 秋田市太平山谷字中山谷167番地先	
90461	琵琶沼10号線	秋田市下新城中野字琵琶沼200番39地先 秋田市下新城中野字琵琶沼200番39地先	
90462	鼠田三丁目5号線	秋田市飯島鼠田三丁目267番5地先 秋田市飯島鼠田三丁目267番8地先	
110342	下黒瀬野中線	秋田市雄和下黒瀬字野中1番1地先 秋田市雄和下黒瀬字野中89番4地先	
110343	下黒瀬上谷地線	秋田市雄和下黒瀬字上谷地661番1地先 秋田市雄和下黒瀬字湯野目17番地先	

2 縦覧期間

平成18年12月25日から
平成19年1月8日まで

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年12月25日

秋田市告示第296号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	相川高野上野線	秋田市雄和相川字向田表46番2地先 秋田市雄和相川字上野418番1地先	1,920.00	6.50 ～ 22.00
市道	広面屋敷田8号線	秋田市広面字屋敷田36番3地先 秋田市広面字屋敷田32番3地先	93.80	6.00
市道	仁井田本町二丁目 1号線	秋田市仁井田本町二丁目305番2地先 秋田市仁井田本町二丁目290番1地先	58.20	6.00
市道	八橋大畑二丁目 3号線	秋田市八橋大畑二丁目93番1地先 秋田市八橋大畑二丁目93番2地先	54.50	5.90 ～ 6.00
市道	新屋寿町13号線	秋田市新屋寿町320番149地先 秋田市新屋寿町320番147地先	40.00	6.00 ～ 6.10
市道	新屋南浜町17号線	秋田市新屋南浜町182番16地先 秋田市新屋南浜町182番66地先	94.60	4.00 ～ 4.10
市道	新屋南浜町18号線	秋田市新屋南浜町182番28地先 秋田市新屋南浜町182番46地先	83.70	4.00
市道	横森二丁目20号線	秋田市横森二丁目183番2地先 秋田市横森二丁目183番4地先	26.80	4.00
市道	山内小田線	秋田市山内字小田41番2地先 秋田市山内字小田220番1地先	528.00	5.00 ～ 12.00

市道	太平山谷中山谷線	秋田市太平山谷字中山谷170番1地先 秋田市太平山谷字中山谷167番地先	58.70	4.70 ～ 4.80
市道	琵琶沼10号線	秋田市下新城中野字琵琶沼200番39地先 秋田市下新城中野字琵琶沼200番39地先	302.00	6.00
市道	鼠田三丁目5号線	秋田市飯島鼠田三丁目267番5地先 秋田市飯島鼠田三丁目267番8地先	48.50	6.00
市道	下黒瀬野中線	秋田市雄和下黒瀬字野中1番1地先 秋田市雄和下黒瀬字野中89番4地先	656.00	6.50 ～ 8.50
市道	下黒瀬上谷地線	秋田市雄和下黒瀬字上谷地661番1地先 秋田市雄和下黒瀬字湯野目17番地先	1,052.00	7.50 ～ 23.50

2 区域決定および供用開始の期日
平成18年12月25日

3 縦覧期間
平成18年12月25日から
平成19年1月8日まで

秋田市告示第297号

市道路線の区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年12月25日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	路線名	起 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	仁井田小中島線	秋田市仁井田字小中島1番1地先 秋田市仁井田小中島239番1地先	901.00	14.00

2 縦覧期間

平成18年12月25日から
平成19年1月8日まで

秋田市告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ショートステイあ い	秋田市仁井田字中新田68番地	平成18年11月14日
居宅介護支援事業所 ゆうわの里 ケアセンター	秋田市雄和相川字向田表172番地	平成18年11月1日
アルヴェいわま薬局	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ1階	平成18年12月1日
マルナカ薬局	秋田市中通二丁目1番36号	平成18年11月1日

2 変更

名 称	変更事項（名称・所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
大平荘訪問看護ステーション	老人訪問看護ステーション 大平荘	大平荘訪問看護ステーション	平成18年12月1日
株式会社コムスンあきたみなみケアセンター	株式会社コムスン秋田中央ケアセンター 秋田市山王一丁目10番22号	株式会社コムスンあきたみなみケアセンター 秋田市仁井田本町一丁目4番40号	平成18年8月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
広小路薬局アルヴェ店	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ1階	平成18年11月30日

秋田市告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
アルヴェ いわま薬局	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアル ヴェ1階	平成18年 12月1日
マルナカ薬局	秋田市中通二丁目1番36 号	平成18年 11月1日

広小路薬局 アルヴェ店	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ 1階	平成18年 11月30日
----------------	-----------------------------------	-----------------

秋田市告示第300号

平成18年12月5日の「平成18年12月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は別紙のとおりである。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
マルナカ薬局	秋田市中通一丁目4番36 号	平成18年 11月1日

平成17年度秋田市一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 市 税		円 43,028,012,000	円 46,327,532,559	円 43,105,455,224	円 367,109,938	円 2,859,341,756	円 77,443,224
	1 市民税	17,228,641,000	18,114,268,566	17,240,600,064	90,911,649	786,234,952	11,959,064
	2 固定資産税	21,940,271,000	24,257,602,295	22,013,405,479	243,648,712	2,001,382,504	73,134,479
	3 軽自動車税	398,240,000	430,071,273	398,951,273	2,935,900	28,245,900	711,273
	4 市たばこ税	2,125,975,000	2,125,793,998	2,125,793,998	0	0	△181,002
	5 鉦産税	6,925,000	7,027,300	7,027,300	0	0	102,300
	6 特別土地 保有税	1,000	22,778,477	0	20,863,377	1,915,100	△1,000
	7 入湯税	19,077,000	19,068,150	19,068,150	0	0	△8,850
8 事業所税	1,308,882,000	1,350,922,500	1,300,608,960	8,750,300	41,563,300	△8,273,040	
2 地方譲与税		2,408,180,000	2,409,884,834	2,409,884,834	0	0	1,704,834
	1 所得譲与税	1,183,856,000	1,183,855,000	1,183,855,000	0	0	△1,000
	2 自動車重量 譲与税	836,627,000	853,462,000	853,462,000	0	0	16,835,000
	3 地方道路 譲与税	320,629,000	298,004,000	298,004,000	0	0	△22,625,000
	4 特別とん 譲与税	27,911,000	30,753,834	30,753,834	0	0	2,842,834
	5 航空機燃料 譲与税	39,157,000	43,810,000	43,810,000	0	0	4,653,000
3 利子割交付金		179,336,000	182,116,000	182,116,000	0	0	2,780,000
	1 利子割 交付金	179,336,000	182,116,000	182,116,000	0	0	2,780,000

4 配当割交付金	35,287,000	42,213,000	42,213,000	0	0	6,926,000
1 配 当 割 交 付 金	35,287,000	42,213,000	42,213,000	0	0	6,926,000
5 株式等譲渡所得割交付金	18,407,000	55,627,000	55,627,000	0	0	37,220,000
1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	18,407,000	55,627,000	55,627,000	0	0	37,220,000
6 地方消費税交付金	3,200,389,000	3,249,880,000	3,249,880,000	0	0	49,491,000
1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,200,389,000	3,249,880,000	3,249,880,000	0	0	49,491,000
7 ゴルフ場利用税交付金	70,727,000	86,073,680	86,073,680	0	0	15,346,680
1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	70,727,000	86,073,680	86,073,680	0	0	15,346,680
8 自動車取得税交付金	352,443,000	347,005,000	347,005,000	0	0	△5,438,000
1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	352,443,000	347,005,000	347,005,000	0	0	△5,438,000
9 国有提供施設等所在市助成交付金	10,461,000	10,461,000	10,461,000	0	0	0
1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	10,461,000	10,461,000	10,461,000	0	0	0
10 地方特例交付金	1,428,449,000	1,428,449,000	1,428,449,000	0	0	0
1 地 方 特 例 交 付 金	1,428,449,000	1,428,449,000	1,428,449,000	0	0	0
11 地方交付税	23,354,780,000	24,207,237,000	24,207,237,000	0	0	852,457,000
1 地 方 交 付 税	23,354,780,000	24,207,237,000	24,207,237,000	0	0	852,457,000
12 交通安全対策特別交付金	103,200,000	96,860,000	96,860,000	0	0	△6,340,000
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	103,200,000	96,860,000	96,860,000	0	0	△6,340,000
13 分担金及び負担金	1,069,042,000	1,034,724,598	925,340,621	22,164,150	87,219,827	△143,701,379
1 分 担 金	444,000	342,300	342,300	0	0	△101,700
2 負 担 金	1,068,598,000	1,034,382,298	924,998,321	22,164,150	87,219,827	△143,599,679
14 使用料及び手数料	2,396,108,000	2,450,419,413	2,305,876,174	1,361,300	143,181,939	△90,231,826
1 使 用 料	1,571,993,000	1,649,676,945	1,505,133,706	1,361,300	143,181,939	△66,859,294
2 手 数 料	824,115,000	800,742,468	800,742,468	0	0	△23,372,532
15 国庫支出金	14,698,539,000	15,093,258,060	14,117,439,120	0	975,818,940	△581,099,880
1 国庫負担金	10,346,252,000	10,268,107,788	10,264,374,788	0	3,733,000	△81,877,212
2 国庫補助金	4,250,355,000	4,726,708,409	3,754,622,469	0	972,085,940	△495,732,531

	3 委 託 金	101,932,000	98,441,863	98,441,863	0	0	△3,490,137
16 県 支 出 金		3,881,180,000	3,787,531,395	3,766,983,395	0	20,548,000	△114,196,605
	1 県 負 担 金	1,117,734,000	1,125,203,246	1,125,203,246	0	0	7,469,246
	2 県 補 助 金	2,045,532,000	1,963,188,540	1,942,640,540	0	20,548,000	△102,891,460
	3 委 託 金	717,914,000	699,139,609	699,139,609	0	0	△18,774,391
17 財 産 収 入		1,079,169,000	1,011,159,133	1,007,337,913	0	3,821,220	△71,831,087
	1 財 産 運 用 収 入	205,541,000	216,400,671	212,579,451	0	3,821,220	7,038,451
	2 財 産 売 払 収 入	873,628,000	794,758,462	794,758,462	0	0	△78,869,538
18 寄 附 金		4,001,000	4,384,118	4,384,118	0	0	383,118
	1 寄 附 金	4,001,000	4,384,118	4,384,118	0	0	383,118
19 繰 入 金		4,328,168,000	1,573,100,000	1,573,100,000	0	0	△2,755,068,000
	1 特 別 会 計 繰 入 金	62,255,000	59,098,000	59,098,000	0	0	△3,157,000
	2 基 金 繰 入 金	4,265,913,000	1,514,002,000	1,514,002,000	0	0	△2,751,911,000
20 繰 越 金		1,436,524,000	1,436,524,520	1,436,524,520	0	0	520
	1 繰 越 金	1,436,524,000	1,436,524,520	1,436,524,520	0	0	520
21 諸 収 入		6,371,445,000	6,058,267,395	5,951,109,937	9,815,279	97,347,884	△420,335,063
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	20,281,000	20,361,336	20,367,041	0	0	86,041
	2 市 預 金 利 子	940,000	957,238	957,238	0	0	17,238
	3 貸 付 金 元 利 収 入	5,448,779,000	5,071,138,519	5,057,520,337	0	13,618,182	△391,258,663
	4 受 託 事 業 収 入	148,745,000	151,357,817	151,357,817	0	0	2,612,817
	5 雑 入	752,700,000	814,452,485	720,907,504	9,815,279	83,729,702	△31,792,496
22 市 債		16,891,200,000	14,701,100,000	14,701,100,000	0	0	△2,190,100,000
	1 市 債	16,891,200,000	14,701,100,000	14,701,100,000	0	0	△2,190,100,000
歳 入 合 計		126,345,047,000	125,593,807,705	121,010,457,536	400,450,667	4,187,279,566	△5,334,589,464

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	議会費	円 755,654,000	円 740,926,161	円 0	円 14,727,839	円 14,727,839
	1 議会費	755,654,000	740,926,161	0	14,727,839	14,727,839
2	総務費	18,804,802,000	18,393,840,238	5,040,000	405,921,762	410,961,762
	1 総務管理費	16,733,589,000	16,433,081,786	5,040,000	295,467,214	300,507,214
	2 徴税費	1,057,980,000	1,001,439,231	0	56,540,769	56,540,769
	3 戸籍住民 基本台帳費	268,179,000	256,095,527	0	12,083,473	12,083,473
	4 選挙費	376,564,000	372,569,094	0	3,994,906	3,994,906
	5 統計調査費	261,487,000	230,434,981	0	31,052,019	31,052,019
	6 監査委員費	107,003,000	100,219,619	0	6,783,381	6,783,381
3	民生費	30,902,320,000	30,206,017,365	0	696,302,635	696,302,635
	1 社会福祉費	13,695,513,000	13,352,793,809	0	342,719,191	342,719,191
	2 児童福祉費	8,473,869,000	8,186,430,444	0	287,438,556	287,438,556
	3 生活保護費	8,678,211,000	8,614,439,655	0	63,771,345	63,771,345
	4 国民年金費	53,563,000	51,353,457	0	2,209,543	2,209,543
	5 災害救助費	1,164,000	1,000,000	0	164,000	164,000
4	衛生費	9,562,164,000	9,109,089,422	322,239,000	130,835,578	453,074,578
	1 環境衛生費	283,655,000	274,331,295	0	9,323,705	9,323,705
	2 保健所費	1,913,218,000	1,860,844,927	0	52,373,073	52,373,073
	3 清掃費	5,491,481,000	5,158,074,313	270,039,000	63,367,687	333,406,687
	4 病院費	1,313,253,000	1,313,253,000	0	0	0
	5 上水道費	366,021,000	313,821,000	52,200,000	0	52,200,000
	6 食肉衛生 検査所費	194,536,000	188,764,887	0	5,771,113	5,771,113
5	労働費	497,758,000	490,369,794	0	7,388,206	7,388,206
	1 労働諸費	497,758,000	490,369,794	0	7,388,206	7,388,206
6	農林水産業費	2,359,545,000	1,930,191,860	77,792,000	351,561,140	429,353,140

	1 農 業 費	1,933,060,000	1,543,188,605	49,548,000	340,323,395	389,871,395
	2 林 業 費	426,485,000	387,003,255	28,244,000	11,237,745	39,481,745
7 商 工 費		6,336,211,000	6,069,847,060	0	266,363,940	266,363,940
	1 商 工 費	6,336,211,000	6,069,847,060	0	266,363,940	266,363,940
8 土 木 費		24,051,339,000	20,526,098,930	2,631,905,000	893,335,070	3,525,240,070
	1 土木管理費	442,819,000	427,428,142	0	15,390,858	15,390,858
	2 道 路 橋 り よ う 費	8,657,092,000	6,810,911,995	1,274,956,000	571,224,005	1,846,180,005
	3 河 川 費	274,844,000	199,325,679	52,486,000	23,032,321	75,518,321
	4 港 湾 費	445,438,000	403,904,991	0	41,533,009	41,533,009
	5 都市計画費	7,888,276,000	6,412,669,144	1,268,641,000	206,965,856	1,475,606,856
	6 下 水 道 費	5,873,627,000	5,873,627,000	0	0	0
	7 住 宅 費	469,243,000	398,231,979	35,822,000	35,189,021	71,011,021
9 消 防 費		3,602,333,000	3,537,339,390	0	64,993,610	64,993,610
	1 消 防 費	3,602,333,000	3,537,339,390	0	64,993,610	64,993,610
10 教 育 費		12,270,782,000	11,295,974,257	373,923,000	600,884,743	974,807,743
	1 教育総務費	1,867,465,000	1,699,588,301	0	167,876,699	167,876,699
	2 小 学 校 費	3,432,829,000	3,001,687,244	302,070,000	129,071,756	431,141,756
	3 中 学 校 費	1,825,655,000	1,685,093,423	25,624,000	114,937,577	140,561,577
	4 高 等 学 校 費	870,114,000	848,809,353	0	21,304,647	21,304,647
	5 社会教育費	2,309,359,000	2,209,375,846	8,105,000	91,878,154	99,983,154
	6 保健体育費	1,147,225,000	1,053,993,501	38,124,000	55,107,499	93,231,499
	7 専修学校費	106,872,000	100,349,632	0	6,522,368	6,522,368
	8 短期大学費	711,263,000	697,076,957	0	14,186,043	14,186,043
11 災 害 復 旧 費		54,222,000	24,575,250	9,653,000	19,993,750	29,646,750
	1 農林水産施設 災 害 復 旧 費	18,760,000	8,141,950	4,057,000	6,561,050	10,618,050
	2 公共土木施設 災 害 復 旧 費	35,460,000	16,433,300	5,596,000	13,430,700	19,026,700
	3 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	2,000	0	0	2,000	2,000

12 公 債 費	15,833,647,000	15,793,257,702	0	40,389,298	40,389,298
1 公 債 費	15,833,647,000	15,793,257,702	0	40,389,298	40,389,298
13 諸 支 出 金	1,256,895,000	1,256,894,000	0	1,000	1,000
1 公 営 企 業 費	1,256,894,000	1,256,894,000	0	0	0
2 雑 支 出	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予 備 費	57,375,000	0	0	57,375,000	57,375,000
1 予 備 費	57,375,000	0	0	57,375,000	57,375,000
歳 出 合 計	126,345,047,000	119,374,421,429	3,420,552,000	3,550,073,571	6,970,625,571

歳入歳出差引残額 1,636,036,107円

平成17年度秋田市土地区画整理会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 国庫支出金		円 606,850,000	円 606,850,000	円 502,745,000	円 0	円 104,105,000	円 △104,105,000
1 国庫補助金		606,850,000	606,850,000	502,745,000	0	104,105,000	△104,105,000
2 換地清算金		32,068,000	4,893,850	4,874,714	19,136	0	△27,193,286
1 換地清算金		32,068,000	4,893,850	4,874,714	19,136	0	△27,193,286
3 財産収入		1,000	15,028,011	15,028,011	0	0	15,027,011
1 財産売払 収 入		1,000	15,028,011	15,028,011	0	0	15,027,011
4 繰入金		1,076,285,000	1,055,941,000	935,646,000	0	120,295,000	△140,639,000
1 繰入金		1,076,285,000	1,055,941,000	935,646,000	0	120,295,000	△140,639,000
5 繰越金		60,514,000	183,407,446	183,407,446	0	0	122,893,446
1 繰越金		60,514,000	183,407,446	183,407,446	0	0	122,893,446
歳 入 合 計		1,775,718,000	1,866,120,307	1,641,701,171	19,136	224,400,000	△134,016,829

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 事業費		円 1,769,718,000	円 1,456,059,592	円 224,400,000	円 89,258,408	円 313,658,408
1 土地区画 整理費		1,769,718,000	1,456,059,592	224,400,000	89,258,408	313,658,408

2 公 債 費	5,000,000	167,054	0	4,832,946	4,832,946
1 公 債 費	5,000,000	167,054	0	4,832,946	4,832,946
3 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
1 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計	1,775,718,000	1,456,226,646	224,400,000	95,091,354	319,491,354

歳入歳出差引残額 185,474,525円

平成17年度秋田市市有林会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 財産収入		円 2,667,000	円 6,335,637	円 6,335,637	円 0	円 0	円 3,668,637
	1 財産運用 収 入	2,662,000	2,726,212	2,726,212	0	0	64,212
	2 財産売払 収 入	3,000	456,540	456,540	0	0	453,540
	3 分収林収入	2,000	3,152,885	3,152,885	0	0	3,150,885
2 繰入金		131,558,000	131,558,000	131,558,000	0	0	0
	1 繰入金	131,558,000	131,558,000	131,558,000	0	0	0
3 繰越金		17,475,000	17,475,671	17,475,671	0	0	671
	1 繰越金	17,475,000	17,475,671	17,475,671	0	0	671
4 諸収入		579,000	686,205	686,205	0	0	107,205
	1 雑 入	579,000	686,205	686,205	0	0	107,205
5 市 債		32,600,000	30,500,000	30,500,000	0	0	△2,100,000
	1 市 債	32,600,000	30,500,000	30,500,000	0	0	△2,100,000
歳 入 合 計		184,879,000	186,555,513	186,555,513	0	0	1,676,513

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 43,624,000	円 42,967,681	円 0	円 656,319	円 656,319
	1 総務管理費	43,624,000	42,967,681	0	656,319	656,319
2 事業費		43,290,000	40,427,183	0	2,862,817	2,862,817

	1 造林事業費	43,290,000	40,427,183	0	2,862,817	2,862,817
3 公債費		96,568,000	96,065,056	0	502,944	502,944
	1 公債費	96,568,000	96,065,056	0	502,944	502,944
4 諸支出金		1,171,000	1,170,865	0	135	135
	1 分収交付金	1,171,000	1,170,865	0	135	135
5 予備費		226,000	0	0	226,000	226,000
	1 予備費	226,000	0	0	226,000	226,000
歳出合計		184,879,000	180,630,785	0	4,248,215	4,248,215

歳入歳出差引残額 5,924,728円

平成17年度秋田市市営墓地会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		円 35,516,000	円 39,777,525	円 39,625,511	円 0	円 152,014	円 4,109,511
	1 使用料	17,946,000	22,462,800	22,462,800	0	0	4,516,800
	2 手数料	17,570,000	17,314,725	17,162,711	0	152,014	△407,289
2 県支出金		10,000	0	0	0	0	△10,000
	1 委託金	10,000	0	0	0	0	△10,000
3 繰入金		1,885,000	1,884,120	1,884,120	0	0	△880
	1 繰入金	1,885,000	1,884,120	1,884,120	0	0	△880
4 繰越金		1,000	1,942,678	1,942,678	0	0	1,941,678
	1 繰越金	1,000	1,942,678	1,942,678	0	0	1,941,678
5 諸収入		56,000	260,581	260,581	0	0	204,581
	1 雑入	56,000	260,581	260,581	0	0	204,581
歳入合計		37,468,000	43,864,904	43,712,890	0	152,014	6,244,890

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 34,483,000	円 27,822,428	円 0	円 6,660,572	円 6,660,572

	1 総務管理費	31,326,000	27,822,428	0	3,503,572	3,503,572
	2 繰 出 金	3,157,000	0	0	3,157,000	3,157,000
2 事業費		1,885,000	1,884,120	0	880	880
	1 事業費	1,885,000	1,884,120	0	880	880
3 公債費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 公債費	100,000	0	0	100,000	100,000
4 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		37,468,000	29,706,548	0	7,761,452	7,761,452

歳入歳出差引残額 14,006,342円

平成17年度秋田市中央卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		円 302,088,000	円 292,310,909	円 288,265,195	円 0	円 4,045,714	円 △13,822,805
	1 使用料	302,087,000	292,302,809	288,257,095	0	4,045,714	△13,829,905
	2 手数料	1,000	8,100	8,100	0	0	7,100
2 繰入金		159,204,000	159,204,000	159,204,000	0	0	0
	1 繰入金	159,204,000	159,204,000	159,204,000	0	0	0
3 繰越金		8,389,000	20,336,935	20,336,935	0	0	11,947,935
	1 繰越金	8,389,000	20,336,935	20,336,935	0	0	11,947,935
4 諸収入		193,537,000	194,389,139	191,885,649	0	2,503,490	△1,651,351
	1 貸付金 元利収入	84,325,000	84,325,219	84,325,219	0	0	219
	2 雑入	109,212,000	110,063,920	107,560,430	0	2,503,490	△1,651,570
歳 入 合 計		663,218,000	666,240,983	659,691,779	0	6,549,204	△3,526,221

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 473,151,000	円 455,023,411	円 0	円 18,127,589	円 18,127,589

	1 総務管理費	473,151,000	455,023,411	0	18,127,589	18,127,589
2 事業費		2,950,000	2,447,550	0	502,450	502,450
	1 中央卸売市場 施設整備費	2,950,000	2,447,550	0	502,450	502,450
3 公債費		186,117,000	184,208,785	0	1,908,215	1,908,215
	1 公債費	186,117,000	184,208,785	0	1,908,215	1,908,215
4 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		663,218,000	641,679,746	0	21,538,254	21,538,254

歳入歳出差引残額 18,012,033円

平成17年度秋田市農業集落排水会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	分担金及び負担金	円 42,954,000	円 25,978,093	円 11,048,093	円 0	円 14,930,000	円 △31,905,907
	1 分担金	42,954,000	25,978,093	11,048,093	0	14,930,000	△31,905,907
2	使用料及び手数料	132,290,000	133,632,533	130,744,107	222,687	2,665,739	△1,545,893
	1 使用料	132,290,000	133,632,533	130,744,107	222,687	2,665,739	△1,545,893
3	県支出金	562,415,000	348,440,000	155,140,000	0	193,300,000	△407,275,000
	1 県補助金	562,415,000	348,440,000	155,140,000	0	193,300,000	△407,275,000
4	財産収入	1,000	2,233	2,233	0	0	1,233
	1 財産運用 収入	1,000	2,233	2,233	0	0	1,233
5	繰入金	333,019,000	330,319,000	330,319,000	0	0	△2,700,000
	1 一般会計 繰入金	327,316,000	327,316,000	327,316,000	0	0	0
	2 基金繰入金	5,703,000	3,003,000	3,003,000	0	0	△2,700,000
6	繰越金	72,000	17,226,759	17,226,759	0	0	17,154,759
	1 繰越金	72,000	17,226,759	17,226,759	0	0	17,154,759
7	諸収入	31,808,000	23,393,714	17,505,714	0	5,888,000	△14,302,286
	1 雑入	31,808,000	23,393,714	17,505,714	0	5,888,000	△14,302,286
8	市債	509,400,000	140,900,000	140,900,000	0	0	△368,500,000

	1 市 債	509,400,000	140,900,000	140,900,000	0	0	△368,500,000
歳 入 合 計		1,611,959,000	1,019,892,332	802,885,906	222,687	216,783,739	△809,073,094

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	円 226,128,000	円 180,238,584	円 7,501,000	円 38,388,416	円 45,889,416
	1 総務管理費	226,128,000	180,238,584	7,501,000	38,388,416	45,889,416
2	事業費	1,048,200,000	237,312,907	408,740,000	402,147,093	810,887,093
	1 農業集落 排水事業費	1,028,730,000	221,373,907	408,740,000	398,616,093	807,356,093
	2 個別排水処理 事業費	19,470,000	15,939,000	0	3,531,000	3,531,000
3	公債費	337,131,000	333,774,782	0	3,356,218	3,356,218
	1 公債費	337,131,000	333,774,782	0	3,356,218	3,356,218
4	予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳 出 合 計		1,611,959,000	751,326,273	416,241,000	444,391,727	860,632,727

歳入歳出差引残額 51,559,633円

平成17年度秋田市大森山動物園会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	円 73,799,000	円 66,534,105	円 66,534,105	円 0	円 0	円 △7,264,895
	1 使用料	73,799,000	66,534,105	66,534,105	0	0	△7,264,895
2	寄附金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 寄附金	1,000	0	0	0	0	△1,000
3	繰入金	338,833,000	338,833,000	338,833,000	0	0	0
	1 繰入金	338,833,000	338,833,000	338,833,000	0	0	0
4	繰越金	1,000	3,722,124	3,722,124	0	0	3,721,124
	1 繰越金	1,000	3,722,124	3,722,124	0	0	3,721,124
5	諸収入	3,220,000	3,354,242	3,354,242	0	0	134,242

	1 雑 入	3,220,000	3,354,242	3,354,242	0	0	134,242
歳 入 合 計		415,854,000	412,443,471	412,443,471	0	0	△3,410,529

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 304,565,000	円 297,693,085	円 0	円 6,871,915	円 6,871,915
	1 総務管理費	304,565,000	297,693,085	0	6,871,915	6,871,915
2 事業費		4,500,000	4,327,050	0	172,950	172,950
	1 動物園 施設整備費	4,500,000	4,327,050	0	172,950	172,950
3 公債費		105,789,000	105,618,414	0	170,586	170,586
	1 公債費	105,789,000	105,618,414	0	170,586	170,586
4 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		415,854,000	407,638,549	0	8,215,451	8,215,451

歳入歳出差引残額 4,804,922円

平成17年度秋田市廃棄物発電会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 発電収入		円 163,400,000	円 167,101,546	円 167,101,546	円 0	円 0	円 3,701,546
	1 発電収入	163,400,000	167,101,546	167,101,546	0	0	3,701,546
2 繰越金		8,215,000	8,215,155	8,215,155	0	0	155
	1 繰越金	8,215,000	8,215,155	8,215,155	0	0	155
歳 入 合 計		171,615,000	175,316,701	175,316,701	0	0	3,701,701

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 44,065,000	円 44,064,900	円 0	円 100	円 100
	1 総務管理費	44,065,000	44,064,900	0	100	100
2 繰出金		59,098,000	59,098,000	0	0	0

	1 一般会計 繰出金	59,098,000	59,098,000	0	0	0
3 公債費		67,452,000	66,451,246	0	1,000,754	1,000,754
	1 公債費	67,452,000	66,451,246	0	1,000,754	1,000,754
4 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		171,615,000	169,614,146	0	2,000,854	2,000,854

歳入歳出差引残額 5,702,555円

平成17年度秋田市国民健康保険事業会計歳入歳出決算書

(事業勘定)

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 国民健康保険税		円 8,428,052,000	円 12,003,611,596	円 7,840,903,154	円 553,386,303	円 3,610,376,339	円 △587,148,846
	1 国民健康 保険税	8,428,052,000	12,003,611,596	7,840,903,154	553,386,303	3,610,376,339	△587,148,846
2 使用料及び手数料		2,000	3,100	3,100	0	0	1,100
	1 手数料	2,000	3,100	3,100	0	0	1,100
3 国庫支出金		8,034,300,000	8,433,327,337	8,433,327,337	0	0	399,027,337
	1 国庫負担金	5,980,764,000	6,259,181,337	6,259,181,337	0	0	278,417,337
	2 国庫補助金	2,053,536,000	2,174,146,000	2,174,146,000	0	0	120,610,000
4 療養給付費交付金		5,964,119,000	5,849,556,480	5,849,556,480	0	0	△114,562,520
	1 療養給付費 交付金	5,964,119,000	5,849,556,480	5,849,556,480	0	0	△114,562,520
5 県支出金		1,005,164,000	962,106,665	962,106,665	0	0	△43,057,335
	1 県負担金	131,539,000	116,910,665	116,910,665	0	0	△14,628,335
	2 県補助金	873,625,000	845,196,000	845,196,000	0	0	△28,429,000
6 共同事業交付金		510,632,000	506,072,100	506,072,100	0	0	△4,559,900
	1 共同事業 交付金	510,632,000	506,072,100	506,072,100	0	0	△4,559,900
7 財産収入		63,000	63,146	63,146	0	0	146
	1 財産運用 収入	63,000	63,146	63,146	0	0	146
8 繰入金		2,171,242,000	2,156,304,833	2,156,304,833	0	0	△14,937,167

	1 一般会計 繰入金	1,841,259,000	1,826,321,833	1,826,321,833	0	0	△14,937,167
	2 基金繰入金	329,983,000	329,983,000	329,983,000	0	0	0
9	繰越金	31,138,000	31,138,505	31,138,505	0	0	505
	1 繰越金	31,138,000	31,138,505	31,138,505	0	0	505
10	諸収入	9,631,000	14,059,377	13,570,291	0	489,086	3,939,291
	1 延滞金、 加算金、 及び過料	1,305,000	1,123,400	1,123,400	0	0	△181,600
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000
	3 雑入	8,325,000	12,935,977	12,446,891	0	489,086	4,121,891
11	市債	250,000,000	250,000,000	250,000,000	0	0	0
	1 市債	250,000,000	250,000,000	250,000,000	0	0	0
	歳入合計	26,404,343,000	30,206,243,139	26,043,045,611	553,386,303	3,610,865,425	△361,297,389

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	円 167,024,000	円 163,197,908	円 0	円 3,826,092	円 3,826,092
	1 総務管理費	73,481,000	71,914,527	0	1,566,473	1,566,473
	2 徴税費	88,946,000	86,707,213	0	2,238,787	2,238,787
	3 運営 協議会費	524,000	511,923	0	12,077	12,077
	4 収納率向上 特別対策 事業費	4,073,000	4,064,245	0	8,755	8,755
2	保険給付費	18,003,036,000	17,735,694,542	0	267,341,458	267,341,458
	1 療養諸費	16,215,130,000	15,974,276,654	0	240,853,346	240,853,346
	2 高額療養費	1,607,374,000	1,587,487,888	0	19,886,112	19,886,112
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 出産育児 諸費	81,000,000	74,400,000	0	6,600,000	6,600,000
	5 葬祭諸費	99,530,000	99,530,000	0	0	0
3	老人保健拠出金	5,873,471,000	5,873,470,545	0	455	455
	1 老人保健 拠出金	5,873,471,000	5,873,470,545	0	455	455
4	介護納付金	1,512,025,000	1,512,024,197	0	803	803

	1 介護納付金	1,512,025,000	1,512,024,197	0	803	803
5 共同事業拠出金		526,837,000	462,899,915	0	63,937,085	63,937,085
	1 共同事業拠出金	526,837,000	462,899,915	0	63,937,085	63,937,085
6 保健事業費		117,608,000	113,849,155	0	3,758,845	3,758,845
	1 保健事業費	117,608,000	113,849,155	0	3,758,845	3,758,845
7 基金積立金		63,000	63,000	0	0	0
	1 基金積立金	63,000	63,000	0	0	0
8 公債費		6,000,000	1,775,725	0	4,224,275	4,224,275
	1 公債費	6,000,000	1,775,725	0	4,224,275	4,224,275
9 諸支出金		15,957,000	15,182,751	0	774,249	774,249
	1 償還金及び還付加算金	15,956,000	15,182,751	0	773,249	773,249
	2 一部負担金	1,000	0	0	1,000	1,000
10 予備費		182,322,000	0	0	182,322,000	182,322,000
	1 予備費	182,322,000	0	0	182,322,000	182,322,000
歳出合計		26,404,343,000	25,878,157,738	0	526,185,262	526,185,262

歳入歳出差引残額 164,887,873円

平成17年度秋田市老人保健医療事業会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 支払基金交付金		円 18,792,266,000	円 18,699,413,277	円 18,699,413,277	円 0	円 0	円 △92,852,723
	1 支払基金交付金	18,792,266,000	18,699,413,277	18,699,413,277	0	0	△92,852,723
2 国庫支出金		9,023,080,000	8,899,590,176	8,899,590,176	0	0	△123,489,824
	1 国庫負担金	9,011,091,000	8,887,601,176	8,887,601,176	0	0	△123,489,824
	2 国庫補助金	11,989,000	11,989,000	11,989,000	0	0	0
3 県支出金		2,267,815,000	2,267,965,569	2,267,965,569	0	0	150,569
	1 県負担金	2,267,815,000	2,267,965,569	2,267,965,569	0	0	150,569
4 繰入金		2,306,731,000	2,306,731,000	2,306,731,000	0	0	0
	1 繰入金	2,306,731,000	2,306,731,000	2,306,731,000	0	0	0

5 繰越金		219,051,000	219,051,073	219,051,073	0	0	73
1 繰越金		219,051,000	219,051,073	219,051,073	0	0	73
6 諸収入		14,996,000	19,016,391	19,016,391	0	0	4,020,391
1 雑入		14,996,000	19,016,391	19,016,391	0	0	4,020,391
歳入合計		32,623,939,000	32,411,767,486	32,411,767,486	0	0	△212,171,514

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 54,711,000	円 53,298,526	円 0	円 1,412,474	円 1,412,474
1 総務管理費		54,711,000	53,298,526	0	1,412,474	1,412,474
2 医療諸費		32,517,792,000	32,221,796,509	0	295,995,491	295,995,491
1 医療諸費		32,517,792,000	32,221,796,509	0	295,995,491	295,995,491
3 諸支出金		1,436,000	1,433,573	0	2,427	2,427
1 償還金及び 還付加算金		1,436,000	1,433,573	0	2,427	2,427
4 予備費		50,000,000	0	0	50,000,000	50,000,000
1 予備費		50,000,000	0	0	50,000,000	50,000,000
歳出合計		32,623,939,000	32,276,528,608	0	347,410,392	347,410,392

歳入歳出差引残額 135,238,878円

平成17年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 繰入金		円 22,679,000	円 22,678,000	円 22,678,000	円 0	円 0	円 △1,000
1 繰入金		22,679,000	22,678,000	22,678,000	0	0	△1,000
2 繰越金		1,000	19,198,668	19,198,668	0	0	19,197,668
1 繰越金		1,000	19,198,668	19,198,668	0	0	19,197,668
3 諸収入		33,097,000	53,832,748	36,394,707	0	17,438,041	3,297,707
1 貸付金 元利収入		33,096,000	53,025,748	36,332,707	0	16,693,041	3,236,707
2 雑入		1,000	807,000	62,000	0	745,000	61,000

4 市 債	42,611,000	42,610,000	42,610,000	0	0	△1,000
1 市 債	42,611,000	42,610,000	42,610,000	0	0	△1,000
歳 入 合 計	98,388,000	138,319,416	120,881,375	0	17,438,041	22,493,375

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1	母子寡婦福祉資金貸付事業費	円 98,388,000	円 59,958,027	円 0	円 38,429,973	円 38,429,973
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	98,388,000	59,958,027	0	38,429,973	38,429,973
	歳 出 合 計	98,388,000	59,958,027	0	38,429,973	38,429,973

歳入歳出差引残額 60,923,348円

平成17年度秋田市介護保険事業会計歳入歳出決算書
(保 険 事 業 勘 定)

歳 入

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	保 險 料	円 2,784,934,000	円 3,006,437,384	円 2,840,715,119	円 48,774,121	円 120,764,167	円 55,781,119
	1 介護保険料	2,784,934,000	3,006,437,384	2,840,715,119	48,774,121	120,764,167	55,781,119
2	手 数 料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 手 数 料	1,000	0	0	0	0	△1,000
3	国庫支出金	3,899,934,000	3,980,793,000	3,980,793,000	0	0	80,859,000
	1 国庫負担金	3,145,027,000	3,165,296,000	3,165,296,000	0	0	20,269,000
	2 国庫補助金	754,907,000	815,497,000	815,497,000	0	0	60,590,000
4	支払基金交付金	5,032,425,000	5,044,436,240	5,044,436,240	0	0	12,011,240
	1 支払基金交付金	5,032,425,000	5,044,436,240	5,044,436,240	0	0	12,011,240
5	県支出金	1,965,642,000	1,965,055,000	1,965,055,000	0	0	△587,000
	1 県負担金	1,965,642,000	1,965,055,000	1,965,055,000	0	0	△587,000
6	財産収入	551,000	550,931	550,931	0	0	△69
	1 基金運用収入	551,000	550,931	550,931	0	0	△69
7	繰 入 金	2,408,180,000	2,333,081,298	2,333,081,298	0	0	△75,098,702
	1 一般会計繰入金	2,306,858,000	2,231,759,298	2,231,759,298	0	0	△75,098,702

	2 基金繰入金	101,322,000	101,322,000	101,322,000	0	0	0
8 繰越金		421,452,000	421,452,991	421,452,991	0	0	991
	1 繰越金	421,452,000	421,452,991	421,452,991	0	0	991
9 諸収入		50,000	80,867	80,867	0	0	30,867
	1 延滞金、 加算金 及び過料	48,000	77,390	77,390	0	0	29,390
	2 雑入	2,000	3,477	3,477	0	0	1,477
歳入合計		16,513,169,000	16,751,887,711	16,586,165,446	48,774,121	120,764,167	72,996,446

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 309,702,000	円 297,899,152	円 0	円 11,802,848	円 11,802,848
	1 総務管理費	309,702,000	297,899,152	0	11,802,848	11,802,848
2 保険給付費		15,725,144,000	15,625,371,172	0	99,772,828	99,772,828
	1 介護サービス 等諸費	14,856,929,000	14,764,941,016	0	91,987,984	91,987,984
	2 支援サービス 等諸費	460,368,000	454,952,475	0	5,415,525	5,415,525
	3 高額介護 サービス等費	130,745,000	130,744,221	0	779	779
	4 その他諸費	29,033,000	26,665,360	0	2,367,640	2,367,640
	5 特定入所者 介護サービス 等費	248,069,000	248,068,100	0	900	900
3 財政安定化基金拠出金		22,712,000	22,140,000	0	572,000	572,000
	1 財政安定化 基金拠出金	22,712,000	22,140,000	0	572,000	572,000
4 基金積立金		363,932,000	363,932,000	0	0	0
	1 基金積立金	363,932,000	363,932,000	0	0	0
5 公債費		1,000,000	219,156	0	780,844	780,844
	1 公債費	1,000,000	219,156	0	780,844	780,844
6 諸支出金		40,679,000	40,677,397	0	1,603	1,603
	1 償還金及び 還付加算金	40,679,000	40,677,397	0	1,603	1,603
7 予備費		50,000,000	0	0	50,000,000	50,000,000
	1 予備費	50,000,000	0	0	50,000,000	50,000,000

歳 出 合 計	16,513,169,000	16,350,238,877	0	162,930,123	162,930,123
---------	----------------	----------------	---	-------------	-------------

歳入歳出差引残額 235,926,569円

秋田市告示第301号

平成18年12月22日の「平成18年12月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成18年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

平成18年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226,949千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,812,845千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		12,617,291	5,342	12,622,633
	1 国庫負担金	9,742,531	769	9,743,300
	2 国庫補助金	2,773,734	4,573	2,778,307
16 県支出金		4,063,994	384	4,064,378
	1 県負担金	1,593,509	384	1,593,893
19 繰入金		2,371,527	12,858	2,384,385
	2 基金繰入金	2,301,480	12,858	2,314,338
20 繰越金		1,158,725	208,365	1,367,090
	1 繰越金	1,158,725	208,365	1,367,090
歳 入 合 計		114,585,896	226,949	114,812,845

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		13,554,207	60,000	13,614,207
	2 徴税費	1,032,020	60,000	1,092,020
3 民生費		31,498,372	45,469	31,543,841
	1 社会福祉費	13,993,907	38,134	14,032,041
	2 児童福祉費	8,886,817	7,335	8,894,152

4 衛生費		8,736,459	33,211	8,769,670
	1 環境衛生費	319,672	28,660	348,332
	2 保健所費	2,037,352	4,551	2,041,903
6 農林水産業費		2,160,617	29,363	2,189,980
	1 農業費	1,726,405	29,363	1,755,768
10 教育費		11,461,044	58,906	11,519,950
	5 社会教育費	2,297,440	58,906	2,356,346
歳 出	合 計	114,585,896	226,949	114,812,845

第2表 債務負担行為補正
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	平成18年度～平成19年度	13,314
県議会議員一般選挙ポスター掲示場撤去費	平成18年度～平成19年度	3,572
市議会議員一般選挙ポスター掲示場撤去費	平成18年度～平成19年度	2,029
市議会議員一般選挙啓発経費	平成18年度～平成19年度	1,050
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成18年度設定文書法規課分)	平成18年度～平成19年度	3,066
同上 (平成18年度設定人事課分)	平成18年度～平成19年度	8,466
同上 (平成18年度設定防災対策課分)	平成18年度～平成19年度	1,076
同上 (平成18年度設定企画調整課分)	平成18年度～平成19年度	1,449
同上 (平成18年度設定情報政策課分)	平成18年度～平成19年度	136,978
同上 (平成18年度設定広報課分)	平成18年度～平成19年度	32,487
同上 (平成18年度設定市民相談室分)	平成18年度～平成19年度	1,697
同上 (平成18年度設定市史編さん室分)	平成18年度～平成19年度	680
同上 (平成18年度設定東京事務所分)	平成18年度～平成19年度	15,896
同上 (平成18年度設定財政課分)	平成18年度～平成19年度	3,780
同上 (平成18年度設定契約課分)	平成18年度～平成19年度	75
同上 (平成18年度設定市民税課分)	平成18年度～平成19年度	5,699
同上 (平成18年度設定生活課分)	平成18年度～平成19年度	37,548

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成18年度設定市民課分)	平成18年度～平成19年度	3,193
同 上 (平成18年度設定国保年金課分)	平成18年度～平成19年度	20
同 上 (平成18年度設定自治振興課分)	平成18年度～平成19年度	26,899
同 上 (平成18年度設定土崎支所分)	平成18年度～平成19年度	3,509
同 上 (平成18年度設定新屋支所分)	平成18年度～平成19年度	1,114
同 上 (平成18年度設定福祉総務課分)	平成18年度～平成19年度	185,606
同 上 (平成18年度設定食肉衛生検査所分)	平成18年度～平成19年度	3,702
同 上 (平成18年度設定保健総務課分)	平成18年度～平成19年度	87,260
同 上 (平成18年度設定環境総務課分)	平成18年度～平成19年度	1,787,177
同 上 (平成18年度設定商業観光課分)	平成18年度～平成19年度	35,779
同 上 (平成18年度設定工業労政課分)	平成18年度～平成19年度	217,981
同 上 (平成18年度設定港湾貿易振興課分)	平成18年度～平成19年度	153
同 上 (平成18年度設定農林総務課分)	平成18年度～平成19年度	7,774
同 上 (平成18年度設定建設総務課分)	平成18年度～平成19年度	56,766
同 上 (平成18年度設定都市総務課分)	平成18年度～平成19年度	869,831
同 上 (平成18年度設定河辺市民センター分)	平成18年度～平成19年度	2,633
同 上 (平成18年度設定雄和市民センター分)	平成18年度～平成19年度	2,633
同 上 (平成18年度設定美短事務局総務課分)	平成18年度～平成19年度	74,435
同 上 (平成18年度設定会計課分)	平成18年度～平成19年度	89
同 上 (平成18年度設定管財課分)	平成18年度～平成19年度	180,308
同 上 (平成18年度設定議会事務局分)	平成18年度～平成19年度	3,045
同 上 (平成18年度設定選挙管理委員会事務局分)	平成18年度～平成19年度	516
同 上 (平成18年度設定農業委員会事務局分)	平成18年度～平成19年度	1,702
同 上 (平成18年度設定教育委員会総務課分)	平成18年度～平成19年度	170,267
同 上 (平成18年度設定学事課分)	平成18年度～平成19年度	107,444
同 上 (平成18年度設定教育研究所分)	平成18年度～平成19年度	32,681
同 上 (平成18年度設定文化振興室分)	平成18年度～平成19年度	2,797

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成18年度設定スポーツ振興課分)	平成18年度～平成19年度	162,638
同 上 (平成18年度設定生涯学習室分)	平成18年度～平成19年度	60,015
同 上 (平成18年度設定中央公民館分)	平成18年度～平成19年度	3,909
同 上 (平成18年度設定土崎公民館分)	平成18年度～平成19年度	4,581
同 上 (平成18年度設定西部公民館分)	平成18年度～平成19年度	93
同 上 (平成18年度設定東部公民館分)	平成18年度～平成19年度	186
同 上 (平成18年度設定南部公民館分)	平成18年度～平成19年度	150
同 上 (平成18年度設定北部公民館分)	平成18年度～平成19年度	222
同 上 (平成18年度設定河辺公民館分)	平成18年度～平成19年度	146
同 上 (平成18年度設定雄和公民館分)	平成18年度～平成19年度	406
同 上 (平成18年度設定太平山自然学習センター分)	平成18年度～平成19年度	37,062
同 上 (平成18年度設定自然科学学習館分)	平成18年度～平成19年度	10,200
同 上 (平成18年度設定中央図書館明德館分)	平成18年度～平成19年度	16,851
同 上 (平成18年度設定土崎図書館分)	平成18年度～平成19年度	5,048
同 上 (平成18年度設定新屋図書館分)	平成18年度～平成19年度	4,709
同 上 (平成18年度設定雄和図書館分)	平成18年度～平成19年度	183
同 上 (平成18年度設定千秋美術館分)	平成18年度～平成19年度	79,934
同 上 (平成18年度設定赤れんが郷土館分)	平成18年度～平成19年度	6,062
同 上 (平成18年度設定民俗芸能伝承館分)	平成18年度～平成19年度	4,806
同 上 (平成18年度設定佐竹史料館分)	平成18年度～平成19年度	4,606
同 上 (平成18年度設定文化会館分)	平成18年度～平成19年度	90,895
同 上 (平成18年度設定商業高校分)	平成18年度～平成19年度	3,648
同 上 (平成18年度設定御所野学院高校分)	平成18年度～平成19年度	1,447
同 上 (平成18年度設定消防本部総務課分)	平成18年度～平成19年度	87,017

平成18年度秋田市土地区画整理会計補正予算(第2号)
平成18年度秋田市の土地区画整理会計補正予算(第2号)は、
次に定めるところによる。
(債務負担行為)
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定によ

り債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度
額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成18年度設定)	平成18年度～平成19年度	15,945

平成18年度秋田市中央卸売市場会計補正予算(第2号)
平成18年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成18年度設定)	平成18年度～平成19年度	41,708

平成18年度秋田市農業集落排水会計補正予算(第1号)
平成18年度秋田市の農業集落排水会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)
第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成18年度設定環境総務課分)	平成18年度～平成19年度	3,307
同 上 (平成18年度設定農林総務課分)	平成18年度～平成19年度	91,996

平成18年度秋田市大森山動物園会計補正予算(第1号)
平成18年度秋田市の大森山動物園会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成18年度設定)	平成18年度～平成19年度	18,988

平成18年度秋田市廃棄物発電会計補正予算(第1号)
平成18年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,657千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,306千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算

補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰越金		1	2,657	2,658
	1 繰越金	1	2,657	2,658
歳 入 合 計		149,649	2,657	152,306

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		11,150	2,657	13,807
	1 総務管理費	11,150	2,657	13,807
歳 出 合 計		149,649	2,657	152,306

平成18年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）
平成18年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
52,105千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
16,951,048千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表
歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定によ
り債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度
額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金		48,632	52,105	100,737
	1 繰越金	48,632	52,105	100,737
歳 入 合 計		16,898,943	52,105	16,951,048

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		48,638	52,105	100,743
	1 償還金及び還付加算金	48,638	52,105	100,743
歳 出 合 計		16,898,943	52,105	16,951,048

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	平成18年度～平成19年度	4,722

平成18年度秋田市病院事業会計補正予算（第1号）
（総則）

第1条 平成18年度秋田市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成18年度秋田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成18年度から19年度まで	455,652千円
病衣等借上経費	平成18年度から21年度まで	93,000千円

平成18年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）
（総則）

第1条 平成18年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成18年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成18年度から19年度まで	613,246千円
配水管整備事業	平成18年度から19年度まで	218,000千円

平成18年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）
（総則）

第1条 平成18年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成18年度秋田市下水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成18年度から19年度まで	537,771千円
管渠建設事業	平成18年度から19年度まで	250,000千円

秋田市告示第302号

秋田市老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市老人福祉センター

- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会
会長 鈴木 彪四郎
- 3 指定の期間 平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

秋田市告示第303号

秋田市老人いこいの家および秋田市雄和農林漁家高齢者センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市老人いこいの家
秋田市雄和農林漁家高齢者センター
- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会
会長 鈴木 彪四郎
- 3 指定の期間 平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

秋田市告示第304号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年12月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状

教 委 告 示

秋田市教委告示第17号

平成18年12月21日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成18年12月15日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

付議案件

- 1 平成19年度教職員人事異動方針について

選 管 告 示

秋市選管告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定に基づき、投票区の区域の一部を次のとおり変更したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

投票区	区 域
秋田市 第1投票区	○寺内蛭根一丁目13番13号を加える。

秋市選管告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成18年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 50分の1の数 5,410人
- 2 3分の1の数 90,157人

秋市選管告示第28号

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条の規定により検察審査員候補者の選定を行う場所および日時を次のように定めたので同条第3項の規定により告示する。

平成18年12月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成19年1月5日 午前9時

農 委 告 示

秋田市農委告示第14号

平成18年12月20日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成18年12月13日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 三種町鶴川字大曲東家ノ下1番地3 成田・石川組
特定工事共同企業体 代表者 成田建設(株) 代表取締役
成田保の農地法第5条の規定による許可申請に関する件 外28件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第86号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年12月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 永 井 建 設	永井 新助	秋田市太平寺庭字寺庭222番地1

2 指定期間

平成18年12月1日から平成21年11月30日まで

秋田市上下水道局告示第87号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成18年12月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 アイケンホーム	伊藤 巖	秋田市川尻総社町8番7号

2 廃止年月日

平成18年11月29日

秋田市上下水道局告示第88号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成18年12月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 あっとほーむ たかはし	高橋 文夫	秋田市御所野元町七丁目13番2号

2 廃止年月日

平成18年11月27日

秋田市上下水道局告示第89号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成18年12月8日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
淡路建工株式会社	淡路武男	秋田市將軍野青山町14番24号

2 廃止年月日

平成18年12月5日

秋田市上下水道局告示第90号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成18年12月13日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日

平成18年12月28日

2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域

牛島東二丁目の一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置および名称

秋田市八橋本町六丁目12番15号

八橋下水道終末処理場

6 関係図面の縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局普及促進室

7 縦覧の期間

平成18年12月14日から12月27日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。

8 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市上下水道局告示第91号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成18年12月13日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日

平成18年12月28日

2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域

手形字西谷地、仁井田本町三丁目、手形字十七流、下新城中野字街道端西、下新城長岡字毛無谷地、浜田字石山下、広面字礎、新屋日吉町、広面字糠塚、広面字蓮沼、河辺和田字岡村、河辺和田字和田、河辺諸井字野田、河辺北野田高屋字神田、河辺北野田高屋字滝沢、河辺北野田高屋字黒沼下堤下、河辺北野田高屋字雷谷地、河辺北野田高屋字上盤昌、河辺和田字北条ヶ崎、榎山太田町、東通館ノ越、下北手松崎字大巻、下北手松崎字大沢田、四ツ小屋末戸松本字向野、四ツ小屋末戸松本字堂ノ前、茨島四丁目、茨島七丁目、広面字屋敷田、広面字推子、蛇

野、四ツ小屋字笹葉、四ツ小屋字中野および飯島字飯島水尻の各一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置および名称

秋田市向浜二丁目3番1号

秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター

6 関係図面の縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局普及促進室

7 縦覧の期間

平成18年12月14日から12月27日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。

8 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市上下水道局告示第92号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年12月27日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
ささき設備	佐々木政昭	潟上市天王字北野320番地

2 指定日

平成18年12月27日

秋田市上下水道局告示第93号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年12月27日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
ささき設備	佐々木政昭	潟上市天王字北野320番地

2 指定期間

平成18年12月27日から平成21年12月26日まで

秋田市上下水道局告示第94号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成18年12月27日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
岡村設備	熊谷秀晴	秋田市河辺和田字岡村177番地6

2 廃止年月日
平成18年12月22日

公 告

秋田市公告

公 売 公 告

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。

平成18年12月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

公売の日時	公売開始の日時	平成18年12月15日 午後1時10分
	公売締切の日時	平成18年12月15日 午後1時20分
公売の場所	秋田市役所 職員研修棟第2研修室	
公売の方法	入札（別紙1（省略）に記載する売却区分ごとに売却する。）	
開札の日時	平成18年12月15日 午後1時20分	
開札の場所	秋田市役所 職員研修棟第2研修室	
売却決定の日時	平成18年12月15日 午後1時30分	
売却決定の場所	秋田市財政部納税課	
公売保証金	公売公告別紙1（省略）のとおり	
買受代金の納付の期限	平成18年12月15日 即納	
買受人の資格その他の要件	地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は買受人として参加する資格がありません。	
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。	
公売財産の表示	公売公告別紙1（省略）のとおり	
権利移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可又は承認を必要とする場合があります。	
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。	
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。	
消費税の取扱い	公売公告別紙2（省略）のとおり	
その他の事項		
注 意	1 入札がないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。 2 次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時および買受代金の納付の期限が異なることがあります。	

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成18年11月15日付け秋田市指令第8455号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年12月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市牛島西三丁目6番16号
有限会社若村建設
代表取締役 若村進豊
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市新屋町字新町後281番1、281番3、281番6、281番7、281番8、281番9、292番18の内、292番19の内、292番20の内、292番21の内、292番22の内、292番24の内、292番25の内、292番26の内および292番27の内

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成19年1月4日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成18年12月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 農用地利用計画の案の縦覧期間
自 平成18年12月5日
至 平成19年1月4日

2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

3 農用地利用計画の案の縦覧場所

秋田市山王一丁目 2 番34号 秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

秋田市が東日本旅客鉄道株式会社各駅に設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成18年12月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

追分駅前自転車等駐車場	21台
上飯島駅前自転車等駐車場	7台
土崎駅前自転車等駐車場	21台
土崎図書館前自転車等駐車場	8台
土崎駅東 We ロード下自転車等駐車場	26台
新屋駅前自転車等駐車場	29台
牛島駅東自転車等駐車場	3台
牛島駅西自転車等駐車場	1台
下浜駅前自転車等駐車場	1台
四ツ小屋駅前自転車等駐車場	2台
秋田駅東自転車等駐車場	54台
秋田駅西地下自転車等駐車場	14台
アトリオン広場地下自転車等駐車場	7台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成18年12月 6 日から同年12月 8 日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後 7 時まで

イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成18年12月28日から平成19年 6 月28日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについては、廃棄物又は不要物として処分する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市公告

見 積 価 額 公 告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第99条の規定により、平成18年12月 4 日付秋田市公告にかかる公売財産の見積価額を公告する。

平成18年12月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

(以 下 略)

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、平成18年10月 4 日付け秋田市指令第7271号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成18年12月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市泉北一丁目 7 番11号

ミサワホーム北日本株式会社

代表取締役 齋 野 國 和

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市卸町五丁目30番 1 および30番 2

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成18年度第 8 号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成18年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 閲覧場所 秋田市山王一丁目 2 番34号

秋田市農林部農林総務課

2 閲覧期間 平成18年12月26日から

平成19年 1 月19日まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

3 閲覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市公告

次のとおり公示による通知がありましたので、土地収用法施行令第 6 条の 2 において準用する同令第 5 条第 4 項の規定により公告する。

平成18年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 事件名

市道飯島金足線（飯島工区）道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る土地収用事件

2 通知書の名称

平成18年12月20日付け秋収委-96「審理の開始について（通知）」

3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城笠岡字島下り 2 番および秋田県秋田市下新城笠岡字島下り24番の土地の所有者（別記（省略）のとおり）

4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実

(1) 掲示されている場所 秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）

(2) 掲示を始めた年月日 平成18年12月26日

(3) 掲載される公報 平成18年12月26日付けの秋田県公報

秋田市公告

平成18年10月30日付けの都市公園法（昭和31年法律第79号）第 2 条の 2 の規定に基づく公告について、次のとおり訂正する。

平成18年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

訂正内容

1の表中「秋田市河辺北野田」を「秋田市河辺北野田高屋字小高37番地1」に訂正する。

秋田市公告

秋田市の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号。以下「条例」という。）第2条第1項および第2項の規定に基づき、市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集するので、条例第2条第3項の規定により公告する。

平成18年12月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1-1 公の施設の概要

- (1) 名 称 秋田港振興センター
- (2) 所 在 地 秋田市土崎港西一丁目8番24号
- (3) 設置目的 秋田港に多くの人々が集い、憩うことができる場を創出し、もって秋田港の振興および地域経済の活性化を図る。
- (4) 規 模 等 鉄骨造地上2階、敷地面積約2,394㎡、延床面積約1,482㎡
- (5) 主な施設 ロビー、多目的ホール、大広間、トイレ

1-2 公の施設の概要

- (1) 名 称 秋田市ポートタワー
- (2) 所 在 地 秋田市土崎港西一丁目9番1号
- (3) 設置目的 本市の海の玄関口の象徴として、海および港に親しみながら多くの人々が集い、交流するにぎわいの場ならびに物産等を販売する場を提供し、もって秋田港およびその周辺地域の活性化ならびに本市の観光の振興に資する。
- (4) 規 模 等 鉄骨鉄筋コンクリート造地上7階、敷地面積約3,669㎡、延床面積約4,602㎡
- (5) 主な施設 ホール、物販店舗、飲食店舗、回廊スペース、展望室

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 秋田港振興センター
 - ア 使用の許可、使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関する業務
 - イ 施設、付属設備等の維持管理に関する業務
 - ウ その他、市長が施設の管理運営上必要と認める業務
- (2) 秋田市ポートタワー
 - ア 催しの企画および運営に関する業務
 - イ 利用の許可、利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する業務
 - ウ 利用に係る特別の設備の許可および既存の設備の変更の許可に関する業務
 - エ 施設、付属設備等の維持管理に関する業務
 - オ その他、市長が施設の管理運営上必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
 - ア 秋田市内に主たる事務所を有する法人その他の団体、共同事業体であること。
 - イ 一般集客施設又はこれに類する施設に係る維持管理業務の実績を有する法人その他の団体、共同事業体であること。

ウ 両施設間の連携を図りながらイベント等の企画および運営ができる法人その他の団体、共同事業体であること。

(2) 申請をすることができない団体

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- イ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている団体
- ウ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
- エ 固定資産税、法人市民税および事業所税を滞納している団体等
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成員の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体等

5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 秋田港振興センターおよび秋田市ポートタワーの管理に係る事業計画書ならびに収支予算書
 - イ 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
 - ウ 法人にあっては、登記事項証明書
 - エ 申請の日の属する事業年度の前事業年度および前々事業年度の貸借対照表および収支決算書又はこれらに準ずる書類
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市商工部港湾貿易振興課港湾振興担当
（電話番号018-866-2164）

(3) 提出期限

平成19年2月5日(月) 午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は、認めない。

6 選定の方法、基準および時期

- (1) 秋田市商工部指定管理者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
 - ア 市民の平等な利用が確保されること。
 - イ 秋田港振興センターおよび秋田市ポートタワーの設置の目的が効果的に達成されること。
 - ウ 効率的な管理が行われること。
 - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
 - オ にぎわい創出に積極的に取り組むこと。
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、秋田港振興センターおよび秋田市ポートタワーの設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成19年2月に行い、その結果については書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、公告の日から平成19年2月5日(月)までの午前8時30分から午後5時15分の間に交付する。

郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 説明会

(1) 日時

募集要項に記載する日時および場所

(2) その他

説明会への参加を希望する場合は、事前に9(6)に連絡すること。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補の選定にあたり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、市議会の議決を経て指定管理者に指定する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
第21号	水道モデル配管設置の資材購入	秋田市上下水道局仁井田浄水場内指定箇所（秋田市仁井田字新中島221-2）	平成19年2月28日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年12月18日(月) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契約日 平成18年12月20日(水)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (3) 秋田市ポータルタワーの利用料金は、条例で定める利用料金の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定め、自己の収入として収受するものとする。
- (4) 秋田港振興センターおよび秋田市ポータルタワーの管理の業務に要する経費に充てるため、市が支払うべき費用が生じる場合、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
- (5) その他詳細は募集要項による。
- (6) 問い合わせ先
秋田市商工部港湾貿易振興課港湾振興担当
(電話018-866-2164)

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成18年12月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成18年12月12日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成18年12月1日(金)から平成18年12月12日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申込書・入札書・委任状等
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成18年12月14日(木)午前中に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成18年12月1日(金)から平成18年12月15日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成18年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成18年12月13日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

賦課対象区域

河辺北野田高屋字上前田表の一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地）